

平成 20（2008）年度 施政方針

平成 20 年 2 月 19 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

【 目 次 】

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる 持続可能な市民都市かわさき」をめざして ～地球環境に貢献する元気都市かわさきを世界に発信～

1	平成20年度市政執行の基本姿勢	1
	(1) 相互信頼に基づくグッドサイクルのまちづくり	1
	(2) 市政運営を進める3つの柱	4
	① 川崎再生フロンティアプラン・新実行計画の推進	4
	② 新行財政改革プランの推進	5
	③ 自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり	6
2	川崎の強みを活かした取組でアジア・世界に発信を	6
3	平成20年度予算の編成	8
4	分野別の重点施策	11
	(安全で快適に暮らすまちづくり)	11
	(幸せな暮らしを共に支えるまちづくり)	12
	(人を育て心を育むまちづくり)	14
	(環境を守り自然と調和したまちづくり)	16
	(活力にあふれ躍動するまちづくり)	19
	(個性と魅力が輝くまちづくり)	21
	(参加と協働による市民自治のまちづくり)	22
5	おわりに	23

**「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる
持続可能な市民都市かわさき」をめざして
～地球環境に貢献する元気都市かわさきを世界に発信～**

1 平成20年度市政執行の基本姿勢

(1) 相互信頼に基づくグッドサイクルのまちづくり

昨年から、食品の偽装問題を始め、人々の安心で安全な暮らしを脅かすようなできごとが続いております。こうした問題は、自らの立場や利益を一方的に最優先した結果であり、我が国全体においてこれまで築き上げられてきた、さまざまな信頼関係が揺らぎ始めているのではないかと感じております。

また、人々の暮らしを支える経済活動のグローバル化が進む一方で、地球環境問題が私たちにとって一層切実な問題となる中、世界全体の持続可能性を確かなものとしていくために、公共部門はもちろん、私たち一人ひとり、そしてさまざまな民間部門が地域において社会的責任を持つ存在であり、その責任を果たしながら活動していかなければならないことを改めて確認しておく必要があると考えております。そして、それぞれの主体による責任ある行動によって培われる相互の信頼が、協働によって活力とうるおいにあふれた地域社会をつくり上げる絆になるのではないかと考えます。

さて、昨年の本市の動きを振り返りますと、これまで進めてきた取組が形を現し、賑わいを見せた年であったと実感しております。

まず、日本で初めてアメリカンフットボール・ワールドカップが川崎の地で開催され、このイベントを契機として「アメリカンフットボールを活かしたまちづくり」の動きにつなげることができました。また、4月の昭和音楽大学の新百合ヶ丘キャンパスの開校や、芸術創造の拠点となる「アートセンター」のオープンを契機に、新百合ヶ丘地区のまち全体で、多様なイベントが開催されるなど、「芸術のまち」が大きく花開きました。さらに、ホームタウ

ンスポーツ推進パートナーである川崎フロンターレをはじめとしたスポーツチームの活躍によって、本市の魅力が内外に発信されました。

また、まちづくりの面では、新たな玄関口である武蔵小杉駅周辺における再開発事業や横須賀線新駅の整備など、利便性が高く個性ある都市拠点の整備が目に見える形で着実に進んできております。

こうした明るい動きは、これまで進めてまいりました、本市の個性や魅力を活かしたグッドサイクルのまちづくりの成果が現れたものであると考えております。本市が進めるまちづくりは、市民、事業者、その他さまざまなパートナーとの協働・協力によって成り立つものでありますので、「元気都市かわさき」の姿が着実に具現化しつつある中、グッドサイクルのまちづくりをさらに実感できるよう、気を緩めることなく、しっかりと地に足をつけ、協働のパートナーとの「信頼」を大切にしながら、市政運営に取り組んでまいります。

さて、国内外の動きに目を転じてみますと、まず国際的には、地球温暖化の問題が人類にとってまさに喫緊の課題として議論されております。今年いよいよ京都議定書が発効する中、昨年6月の「ハイリゲンダムサミット」において世界規模での取組の必要性についての認識は得られたものの、12月の「気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）」においては、京都議定書に続く国際的な枠組について最終的な合意には至りませんでした。人類共通の課題解決のために各国が力を合わせ、着実にこれを実行していくことを強く期待したいと思います。

また、7月の洞爺湖サミットの開催を控え、「世界経済フォーラム・ダボス会議」の席上で、温室効果ガスの排出削減における「国別総量目標」の策定や、世界全体でエネルギー効率を高めるための技術移転や途上国に対する支援などにおいて、我が国として世界の主導的役割を担っていく決意が表明されたところであります。

こうした中、世界に誇る「環境技術」により地球環境保全に先駆的な取組

を行い、貢献してきた本市の役割も一層大きなものとなりますので、洞爺湖サミットに先駆けた八都県市による環境フォーラムの開催を始め、広域的な取組の中においてもイニシアチブを発揮してまいりたいと思います。

さて、国内では、原油価格の高騰やアメリカに端を発したサブプライムローン問題が我が国に波及し、金融機関において損失が出るとともに、株価の大きな下落や食料品を中心とした相次ぐ物価の上昇など、これまで長期にわたり緩やかに成長・回復を続けてきた国内経済にかげりが出始めております。こうした環境変化が、財政再建や社会保障制度の再構築、あるいは地方の活性化に向けた取組などにも影響するものと危惧しておりますが、国民が明るい将来を展望できるよう、改革に取り組んでいくことを求めていますと考えております。

さらに、原油価格高騰対策に関連して、さまざまな議論が行われている道路特定財源の暫定税率の取扱いについては、地方の生活基盤の整備のための重要な財源として活用されており、本市においても道路整備の需要が高いということを十分に踏まえ、検討されるべきであります。

また、第2期の地方分権改革につきましては、地方分権改革推進法に基づく取組がスタートしましたが、地方分権改革推進委員会による「中間とりまとめ」が報告されたものの、実質的な成果を見出すまでには至っておりません。

さらに、国において平成20年度の予算編成にあたり、地方間の税収格差を是正するという名目で、法人事業税の一部を国税化し、都市部における財源を地方に再分配するという、地方分権の流れに逆行するような税制改革が行われようとしております。

こうした地方分権と財源確保の混同は誠に遺憾なことであり、今後も真の分権型社会の確立に向け、各地方自治体が地方分権に対して同じ方向を向きながら国に働きかけていくことが必要であります。また、自治体の責務として、地方分権が進展しなければ市民生活は豊かにならないということについ

て、市民に対して説明責任を果たしていかなければならないと考えております。

我が国全体ではすでに人口減少過程に移行するとともに、少子高齢化が急速に進行している一方で、首都圏の一部では人口が増加し、特に本市では、社会増を主な要因とした人口の伸びが顕著となっております。こうした中では、まさに全国一律ではなく、地方の課題を地方の知恵と力で解決し、魅力あふれる地域社会を作ることが求められております。

本市ではこれまで、基本構想に掲げるまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現に向けて、都市経営の視点に基づき、政策の実行性を十分に考慮した総合計画である「川崎再生フロンティアプランの着実な推進」、財政再建の目標を明示した上で、持続可能で強固な行財政の基礎を築くための「行財政改革の断行」、分権の時代にふさわしい「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を3つの柱に取り組んでまいりましたが、その成果が着実に現れてきていると考えております。

こうした成果を踏まえ、現在、平成20年度からの3か年を計画期間とする「川崎再生フロンティアプラン・新実行計画」及び「新行財政改革プラン」の策定を進めているところであり、引き続きこれを3本柱に市政運営に取り組んでまいります。

(2) 市政運営を進める3つの柱

① 川崎再生フロンティアプラン・新実行計画の推進

「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」第1期の実行計画においては、これまで概ね順調に計画に掲げた事業目標を達成することができたものと考えており、川崎再生に向けてこれまで種をまいてきた事業が芽吹き、着実に育ちつつあることを実感しております。

今後3か年につきましても、これまでの取組をさらに川崎再生を支える太

い幹となるよう育てていくとともに、先駆的・先進的な取組を進めながら、人口急増への対応や子ども施策の充実、高齢社会への対応や、さらには安全・安心な地域社会づくりなど、社会経済環境の変化等に対応した取組を的確に進めてまいります。また、本市の持つ強みを活かした取組や、区の個性や魅力が輝くまちづくりを引き続き進めてまいります。

そして、第1期の実行計画と同様に、「新行財政改革プラン」における新たな財政フレームと整合を図ることにより計画の実行性の確保に努め、計画を推進してまいります。

② 新行財政改革プランの推進

平成14年から2期6年にわたって進めてまいりました行財政改革に関しましても、本市の最重要課題としてその取組を推進し、目標を上回る成果をあげるとともに、市民サービスへの改革効果の還元を着実に行ってまいりました。

新たなプランにおいても、これまでの行財政改革の考え方を踏襲しながら、新実行計画に掲げる目標について、改革の視点でその方向性を設定し、目標達成のために、効率的、効果的な施策・制度への再構築や、多様な政策課題に対応するために必要な行政体制の整備について積極的に推進してまいります。

また民間活力の導入につきましても、さらなる取組を進め、公と民の適切な役割分担による的確かつ安全な公共サービスの提供体制を構築してまいります。

こうした行財政改革の取組を通じて、社会経済状況の変化による多様な行政需要に的確に対応した市民サービスを提供していくとともに、健全で持続可能な行財政基盤の確立に努めてまいります。

③ 自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり

これまで、自治基本条例に基づく市民自治のしくみづくりとして、区民の参加と協働により地域の課題解決に向けた調査審議を行う区民会議の設置・運営や、市の施策の意思決定過程に市民の意見を反映させるためのパブリックコメント手続の制度化を進め、さらには、自治運営の原則に基づく制度の実施状況等について調査審議する自治推進委員会の設置運営などを行ってまいりました。今後も引き続き、真の市民自治の実現に向けた取組を進めてまいります。

平成20年度におきましては、市の重要な政策などについて住民の意思を確認するしくみである住民投票制度を創設してまいります。また、第2期を迎える区民会議では、これまでの審議結果が区民の参加と協働による実践活動へと広がることを期待するとともに、施策への反映などを進めてまいります。

また、市民参加による地域主体のまちづくりを進めるために、これまで取り組んでまいりました区役所機能の強化につきましては、地域社会の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点として、総合的な子ども支援機能や地域課題解決のための企画調整機能をさらに強化するとともに、市民サービスの利便性の向上をめざし、区役所・支所・出張所の機能再編に取り組んでまいります。

2 川崎の強みを活かした取組でアジア・世界に発信を

川崎には、世界中の人々の生活をグローバルな活動によって支えている企業が数多く立地するとともに、知恵と工夫によって人類の未来を切り拓くような最先端の研究開発機能が集積しております。また、幅広い分野の第一線で活躍されている方々をはじめ、文化・芸術の分野において才能を発揮されている方々など豊かな人材に恵まれております。

さらに、この多様な人材を中心に、魅力ある地域社会づくりのために多く

の団体が活動されています。

このような特徴は、川崎の貴重な財産であり、誇るべき宝であります。

こうした特徴を持つ本市が、我が国、そして世界において果たすべき役割を考えてみますと、川崎の「強み」を活かした取組を幅広く展開することが、地球全体に貢献することになり、また本市の新たな活力や魅力づくりにもつながっていくものと考えます。

本市には、我が国の経済成長を支えてきた、すぐれた「ものづくり技術」や、世界最先端の「環境技術」の蓄積があります。地球環境に貢献するために、これまで国連環境計画(UNEP)との連携による国際環境施策などに取り組んでまいりましたが、特に、地球温暖化対策が人類全体の喫緊の課題となる中、世界に誇る「環境技術」を持つ本市の果たす役割は、今後一層大きくなると考えております。

そこで、市民、事業者、行政が一体となった本市の地球温暖化対策の総合的な取組として「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略(CCかわさき)」を推進してまいります。

すぐれた科学技術によってグローバルな活動を行っている世界的企業が集積する本市は、企業の活動を通じて、世界中の人々と結びついているといえます。こうした特徴を活かして、川崎という地域における対策にとどまることなく、その技術によってもたらされる、地球温暖化対策に貢献する製品を開発し、広く普及させることによって、世界全体を持続可能な社会へと導くような、川崎ならではの取組を進めてまいります。そして、さらに、環境分野に着目した最先端の産業や、研究開発機能のさらなる立地促進を図るなど、川崎から始まり、世界中の地球温暖化対策に貢献するような取組を展開してまいります。

また、特に経済発展が顕著であるとともに、将来的に高齢化が急速に進むことが予想されるアジア地域を視野に入れながら、今後ニーズの高まりが予想される健康・福祉・医療分野で、本市独自の評価基準である「かわさき基

準」に基づく質の高い製品を提供することにより、人々の生活の質を高めることに寄与してまいりたいと考えております。

さらに、最先端企業が集積する本市はすぐれた知的財産に恵まれております。そこで、知的財産を適切に保護し、有効に活用する先進都市としての川崎を、世界的企業や国内外の自治体とも連携しながら、4月に開催する「アジア知的財産フォーラム」を通じてアジア、世界に発信してまいります。そして、こうした取組により本市のポテンシャルをさらに高め、先端技術産業の一層の集積を図るとともに、アジア地域における知的財産モラルの確立を図ってまいります。

このように、川崎の強みを活かした取組をアジア、世界に発信するとともに、地球上に発生しているさまざまな課題解決と産業活動とが調和した、持続可能な社会の構築に向けて貢献するような取組を進めてまいります。

3 平成20年度予算の編成

政府経済見通しによりますと、平成19年度の我が国経済は、企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くと見込まれるものの、住宅建設の減少や石油製品等の価格高騰により消費者物価指数の上昇が見込まれることなどから、国内総生産の実質成長率は、1.3%程度になるとされております。また、平成20年度においては、世界経済の回復が続く中、企業部門の底堅さが持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれ、その結果、国内総生産の実質成長率は、2.0%程度になると予測されております。しかし、その一方で、海外経済の動向などにみられるリスク要因が与える影響については注視すべきであるとしており、アメリカのサブプライムローン問題が、今後も世界経済全体に深刻な影響を与える恐れがあることも否定できないところであります。

本市におきましては、納税者数や企業収益の増加などから市民税が増となるとともに、新築家屋の増加などにより固定資産税も増となることなどから、平成20年度は市税全体で2.3%の増と見込んでおります。しかしながら、

財政フレームどおり減債基金からの借入れにより収支均衡を図っていることなど、本市財政は、依然として厳しい状況下にあります。

こうした中、平成20年度の予算編成は、新行財政改革プラン及び新実行計画の初年度の予算として、行財政改革による見直しの効果を確実に反映する一方、新たに取り組む計画事業の具体化や、市民が市政に主体的にかかわるしくみづくりを着実に進めるなど、市政運営の3本柱である「行財政改革の断行」「新総合計画・川崎再生フロンティアプランの着実な推進」「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりの具体化」を図り、活力とうるおいのある「元気都市かわさき」の実現に向け、メリハリのある予算配分といたしました。

そうした予算配分を象徴するものとして、

1つは、これまでの長年の課題に対し、その解決策について新実行計画でしっかりと位置づけ、そのために必要な予算の計上を行いました。

水江町地内の長期保有地については、その有効活用のため土地開発公社からの買戻しを行い、地域再生計画に基づき環境・エネルギー・ライフサイエンス分野の先端産業の立地誘導を行い、他の地区とも連携しながら臨海部の再生をめざしてまいります。また、富士見周辺地区については、整備実施計画策定に向けた作業に着手し、中原区井田地区のリハビリテーション福祉・医療センターについては、施設全体の再編整備に着手してまいります。

2つは、確かな財政構造の構築に向け、これまでの改革プランの取組成果を確実に反映するとともに、新改革プランの策定により新たな改革の道すじを明らかにし、可能なものから取組を具体化いたしました。

第1次の改革プランからの財政的な目標である「平成21年度の収支均衡」について、これを確実に達成することを基本に予算を編成いたしました。また、より効率的な執行体制への組織再編にあわせ、新たな款として「こども費」及び「経済労働費」を創設いたしました。さらに、「行政」と「民間」との適切な役割分担による的確かつ安全な公共サービスの提供体制の構築をめざすという新たな改革の方向性についても、「粗大ごみの収集運搬」の委託化

や（仮称）西部地域療育センターの民間事業者による整備などにより具体化し、これを予算に反映いたしました。

3つは、市民本位のまちづくりを一層推進する取組を具体化いたしました。

市民活動団体等との協働型事業の推進を図るとともに、地域団体の連携協力体制づくりを進めるなど協働のまちづくりを推進してまいります。また、住民投票制度の創設に取り組むとともに自治推進委員会の運営を行い、市民自治の拡充を図ります。さらに、地域の視点で、地域の課題を自ら発見し、解決する市民活動の拠点としての区役所の機能強化のため、その体制を整備するとともに、区課題解決予算の拡充等、区予算の充実を図りました。

こうした観点に立って編成した平成20年度一般会計の予算規模は、前年度に比べプラス570億円、10.3%の増となっておりますが、これは、水江町地内公共用地有効活用推進事業の着手が主な要因となっているもので、この要素を除いた場合には、89億円、1.6%の増となっております。

一般会計	6,094億円余（対前年度比10.3%増）
特別会計（15会計）	5,255億円余（対前年度比0.7%増）
企業会計（6会計）	1,984億円余（対前年度比3.0%減）
合計	1兆3,334億円余（対前年度比4.3%増）

第2次改革プランでお示しした計画期間3年間の改革目標については、概ね達成することができたものと考えております。また、改革効果の還元という観点からは、平成18年度の小児医療費助成事業の拡大や平成19年度の小中学校普通教室の冷房化などに加え、平成20年度においては、快適な学習環境の整備をめざし、学校トイレの快適化に取り組むとともに、安全や憩い・うるおいの確保の観点から、公園施設の改修や道路・公園・街路樹等の管理水準の大幅な引き上げに取り組んでまいります。

また、新実行計画と連携しながら策定を進めております新行財政改革プラ

ンにおいて、新たな「財政フレーム」を明らかにし、第1次の改革プランから財政健全化の目標として掲げている「平成21年度に減債基金からの借入れによらず収支が均衡する」という財政的な目標についても、達成を可能なものとしてまいります。

今後におきましても、魅力が輝き活力にあふれる「元気都市かわさき」の実現に向け、継続的な収支均衡と安定的なプライマリーバランスの黒字の確保をめざし、計画的な財政運営を行うとともに、持続可能な財政基盤の確立のための取組を推進してまいります。

4 分野別の重点施策

(安全で快適に暮らすまちづくり)

災害や危機に備えるとともに、救急医療体制の充実や、市民と行政の協働の取組による住み慣れた地域での防犯活動の推進など、市民の日々の暮らしにおける安心の確保と、安全な地域社会の構築をめざした取組を進めてまいります。

はじめに、防犯診断員がパトロールを実施するとともに一般住宅の防犯上の問題点を診断し、アドバイスする「防犯診断員・犯罪被害者等支援相談員」を設置し、地域防犯意識の向上をめざしてまいります。また、小・中学校などを活用した、地域における防犯活動の拠点を新たに設置し、市民、ボランティア等の協働による防犯の取組を進めてまいります。

次に、市民の大切な命を守るため、災害発生現場で医療救護活動を行う「川崎DMAT」を新設し、救急医療体制の確立と充実をめざした取組を進めてまいります。また、安心して出産できる環境を確保するため、平成21年度の総合周産期母子医療センターの設置に向けた準備を進めてまいります。さらに、妊婦健康診査において助成額の充実を図るとともに、助成回数を2回から5回に拡充してまいります。

首都圏の災害発生時において、救援物資の物流拠点となる「基幹的広域防

災拠点」が東扇島地区に完成いたします。平常時には、市民が海や港に親しめる東扇島東公園として、50年ぶりに復活した人工海浜を活用し、イベントを開催するなど、臨海部の賑わいと魅力の創出に向けた取組を進めてまいります。

また、消防力を強化する取組として、新中原消防署を開庁するとともに、老朽化した消防署所の改築を計画的に推進する中で、幸消防署の改築着工、臨港消防署の改築設計に取り組み、地域の防災拠点として整備してまいります。

さらに、「聴覚・言語障害者緊急通報システム」を導入し、携帯電話による文字情報を活用した119番通報体制を整備することにより、聴覚障害者等が容易に通報できる体制を確保するとともに、「携帯・IP電話発信者位置情報システム」により、出場指令及び現場到着時間の短縮をめざしてまいります。

また、公共建築物の耐震補強について、「耐震対策実施計画」などに基づき、平成27年度までの完了をめざして順次対応を図り、公共施設を利用する市民の安全と安心を確保してまいります。

さらに、自転車等駐車場の整備や、放置禁止区域の指定などを計画的に進めるほか、川崎駅周辺地区整備にあわせた川崎駅東口地域一帯の自転車対策に取り組み、総合的な自転車対策の推進を図ってまいります。

また、給水能力の見直しに伴う事業規模の適正化などにより、平成22年度における使用者負担の軽減をめざすとともに、水道事業再構築計画に基づく施設整備に取り組み、良質な水の安定的な供給を確保してまいります。

（幸せな暮らしを共に支えるまちづくり）

誰もが、地域で自立した生活を送ることができるよう、自助・共助・公助のバランスを保ちながら、お互いに支え合う地域福祉社会を構築してまいります。また、総合的な福祉拠点施設の再編整備に取り組むとともに、医療制度改革に伴う新たな体制による健診制度の実施や、市民主体の健康づくりを進めてまいります。

はじめに、高齢者が安心した生活を送れるよう、民間活力を活かしながら多様な居住環境の整備に取り組みます。小規模特別養護老人ホーム2か所を開設し、広域型の特別養護老人ホーム2か所の整備に着手するとともに、介護老人保健施設1か所の整備に取り組んでまいります。さらに、介護保険法上の地域密着型サービスである夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護の整備を進めてまいります。

また、成年後見制度の利用支援などを行う「あんしんセンター」を全区で展開し、高齢者等の権利を擁護する取組を進めてまいります。

さらに、シニア世代の長年培ってきた技術・経験等を活かして、地域や地元企業の発展に貢献する「達人倶楽部」や、学校施設の有効活用、地域管理の担い手としての取組など、シニアの方々が地域で生きがいをもって暮らせるさまざまな取組を推進してまいります。

また、百合丘地区に北部リハビリテーションセンターを開設し、障害者の特性に応じた専門的な相談や、在宅リハビリテーション、就労支援などを行ってまいります。

井田地区のリハビリテーション福祉・医療センターについては、基本計画に基づき、しいのき学園仮園舎の建設及び中央療育棟の解体に着手し、施設の老朽化への対応を進めるとともに、身近な地域における総合的なリハビリテーション機能の構築をめざして再編整備に取り組んでまいります。

また、幸区紺屋町地区における平成23年度の開所に向けて、障害者の日中活動の場を提供する通所施設を、神明町老人いこいの家の移転とあわせて整備してまいります。

さらに、日進町地区の福祉センターについては、施設の老朽化と耐震強度不足へ対応するため基本計画を策定し、各施設機能の再編を進めてまいります。

また、「障害者就労支援コーディネート会議」による雇用、教育、福祉分野における関係機関の連携に基づいた取組を進め、特別支援学校卒業生をはじめとした障害者の就労機会の確保に努めてまいります。

さらに、医療制度改革に伴う新たな体制による特定健康診査・特定保健指

導や、後期高齢者医療制度の創設による後期高齢者への健診事業、がん検診事業の着実な実施により、生活習慣病予防を推進するとともに、市民が主体となった健康づくりを支援してまいります。また、「食育推進計画」に基づき、市民一人ひとりが「食」に関する知識を養うとともに、健全な食生活を実践できるよう、教育機関や事業者等と連携しながら食育を推進してまいります。

さらに、井田病院につきましては、高度・特殊な成人疾患医療を担う病院として平成25年度の開院に向け実施設計に着手し、再編整備に取り組んでまいります。

（人を育て心を育むまちづくり）

地域社会全体で子どもや子育てを支援する体制を構築し、総合的な子ども施策を展開するとともに、生きる力を育むための教育を進めてまいります。さらに、市民が生涯を通じて学び活動する環境づくりに取り組んでまいります。

生まれる前から青年期まで一体的な子ども施策を推進する「市民・こども局」を設置し、地域の子育て拠点である区役所と連携をとりながら、地域社会全体で子どもの成長や子育てを総合的に支援してまいります。

はじめに、「保育緊急5か年計画」に基づき、認可保育所や小規模認可保育所、1歳から3歳児を対象とする認可外保育施設「かわさき保育室」等の整備を着実に推進するとともに、一時保育、長時間延長保育など多様化する保育ニーズに対応してまいります。

また少子化対策の一環として、安心して子どもを生み育てられるよう妊婦健康診査における助成事業を充実してまいります。

さらに、こども文化センターへの地域子育て支援センターの設置を進めるとともに、「わくわくプラザ室」を活用して、午後6時から午後7時までの「子育て支援・わくわくプラザ事業」を実施してまいります。

また、児童相談所・一時保護所の再編整備の取組として、鹿島田地区における新中央児童相談所・一時保護所の整備に向けた基本設計に着手し、児童

に関する総合的な相談、支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、要保護児童の増加に対応し、安心して生活できる場を確保するため、児童養護施設の整備のあり方について検討してまいります。

近年、地域療育センターにおける子どもの療育相談件数が増加しており、適切な相談・支援体制の一層の充実が求められる中、平成22年度開所をめざした市内4か所目となる（仮称）西部地域療育センターの基本設計を実施し、発達障害児に対する専門的な相談・支援機能を強化した療育支援体制を構築してまいります。

また、地域全体で学校安全対策に取り組むため、スクールガード・リーダーを増員するとともに地域交通安全員を配置し、安全で安心な学校づくりを推進してまいります。さらに、自動体外式除細動器（AED）については、全中学校への配置を完了し、小学校については早期の配置をめざして取り組み、教育施設における初期救急体制を確保してまいります。

また、通常学級に在籍する学習障害などがあり、特別な支援が必要な児童生徒に対して教育的支援を行うため、特別支援教育サポーターを増員してまいります。

さらに、いじめ・不登校の未然防止や早期発見・対応を図るために、心のかけはし相談員を増員するとともに、小学校・高校への学校巡回カウンセラーについても増員してまいります。

また、不登校児童生徒の居場所となる適応指導教室の1か所新設に向けた工事を実施し、学習活動や体験活動を通じて学校への復帰等の支援を行ってまいります。

さらに、確かな学力の育成、いじめ・不登校への対応、安全・安心な環境づくりなど、学校が抱えるさまざまな課題を地域社会と連携して解決していくために、区における教育体制を強化してまいります。

また、麻生区において、PFI手法により整備したはるひ野小・中学校を開校するとともに、義務教育施設の適正規模・適正配置に取り組み、白山中学校と王禅寺中学校の統合を実施し、適切な教育環境を確保してまいります。

さらに、安全で快適な学習環境を提供するため、前倒しで進めてまいりま

した全ての小・中学校校舎の耐震補強工事を完了するとともに、学校教育施設の整備を計画的に進め、柿生中学校の改築工事、田島中学校大規模改修工事に着手いたします。また、平成21年度までに市内全小・中学校普通教室への冷房設備の設置をめざし、整備に取り組むとともに、小・中学校のトイレ設備の快適化を推進してまいります。

さらに、市民の生涯学習環境を整備するため、小杉駅周辺地区の再開発に伴い、新中原市民館を平成21年度に開館するとともに、平成21年度の着工に向けて、新中原図書館の設計に着手してまいります。

また、家庭・地域・学校が一体となって、子どもの豊かな心と自ら考える力を育む「読書のまち・かわさき」の取組を推進してまいります。

さらに、初めて温水プールを併設した屋内体育施設である仮称多摩スポーツセンターの整備に向け、PFI手法により基本設計、実施設計を進めてまいります。

また、大学に蓄積された知的資源を地域財産として捉え、教育・産業・市民活動等の分野における多様な協力・連携を促進するために、市内大学等との包括協定の締結やホームページの運営による情報の発信を進めてまいります。

(環境を守り自然と調和したまちづくり)

世界的に喫緊の課題となっている地球温暖化対策について、国際的機関と連携を図りながら、持続可能な地球環境の実現に向けた取組を進めるとともに、市民の快適な生活環境を守るため、廃棄物の発生、排出の抑制やリサイクルの推進により、循環型社会をめざした取組を進めてまいります。

はじめに、本市の総合的な地球温暖化対策である「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略」に基づき、市民、事業者と連携しながら先進的・先駆的な取組を進め、我が国における地球温暖化対策を先導してまいります。

まず、川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進として、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進する「CO₂削減川崎モデル」の構築に向けた取組

を進めてまいります。また、「先端産業創出支援制度」を創設し、環境分野等における先端技術産業の創出と集積を図ってまいります。さらに、臨海部における企業間連携による資源エネルギーの循環・有効利用など、エココンパクト川崎モデルの形成に向けた取組を推進してまいります。

次に、環境技術による国際貢献の推進として、国連環境計画（UNEP）と連携した「第5回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」とともに「(仮称)川崎国際環境技術展」を開催し、本市が誇る環境技術を活かした産業振興と新たなビジネスの創出に向けた取組を推進してまいります。

また、本市におけるすぐれた環境技術情報の国内外への発信や、産学公民連携による環境技術の研究・開発を行う「環境技術情報センター」を設置するとともに、神奈川口における「環境総合研究所」の整備に向けた検討を進めてまいります。

さらに、多様な主体の協働によるCO₂削減の取組につきましては、市内最大規模の事業体としての市役所の取組として、電力を購入する際に再生可能エネルギーを導入する「グリーン電力購入事業」を展開するとともに、宮前区・麻生区の市民館・図書館を省エネルギー化した施設に改修する「ESCO事業」を導入してまいります。また、電力、公用車等を購入する際の方針である「環境配慮契約推進方針」を策定し、市内事業者の環境配慮への取組を誘導してまいります。

また、身近な地球温暖化対策への取組として、小学校校舎の壁面にゴーヤーを利用した緑化の取組や、地域レベルにおいて市民との協働により総合的な環境問題に取り組む「エコシティたかつ」推進事業など各区において創意工夫を凝らした取組を実施し、持続可能な地域社会の形成をめざしてまいります。

こうした地球温暖化対策の取組をより実効性のあるものにするため、「地球温暖化対策地域推進計画」及び「環境基本計画」の改定を進めるとともに、「(仮称)地球温暖化対策条例」の制定に向けて取り組んでまいります。

さらに、取組を推進する体制として、市民・事業者・行政などで構成する「川崎温暖化対策推進会議」を新たに設置し、全市一丸となった取組を進め

るとともに、地球温暖化などの環境問題をテーマとしたタウンミーティングを開催し、市民の方々と意見を交換してまいりたいと思っております。

また、洞爺湖サミットに先駆けた「首都圏連合フォーラム」による協働の取組を進めてまいります。

次に、循環型社会の構築に向けた施策として、ミックスペーパー分別収集のモデル事業を拡大し、平成22年度の全市展開をめざすとともに、その他プラスチックの分別収集につきましても、平成22年度のモデル収集開始をめざした取組を進めてまいります。

さらに、(仮称)リサイクルパークあさお整備事業においては、平成23年度完成に向けて、ごみ焼却処理施設の建設を進め、より円滑な廃棄物の処理をめざしてまいります。

また、都市における貴重な緑を守り、魅力ある公園緑地の整備に向けた取組を進めてまいります。

まず、富士見周辺地区につきましては、「富士見周辺地区整備実施計画」の策定に向けた調査を行い、富士見公園及び周辺市民利用施設の総合的な整備を推進してまいります。

また、臨海部における緑の環境整備をめざし、「(仮称)かわさき臨海の森づくり」を進めてまいります。

さらに、等々力緑地につきましては、北京オリンピックの選手選考会となる「日本陸上競技選手権大会」及びオリンピックのメダリストが集う「スーパー陸上競技大会」開催に向けた等々力陸上競技場の整備を進めてまいります。

また、生田緑地につきましては緑地周辺の環境変化などに対応して、整備計画の策定に向けて取り組むとともに、ゴルフ場のクラブハウスの建替えに向けて設計を行ってまいります。

(活力にあふれ躍動するまちづくり)

川崎の持つ特徴や長所を活かして、我が国の経済発展を支えてきた本市産業の基盤を一層強化してまいります。また、首都圏における立地優位性や研究開発機能の集積を強みとして臨海部の再生を図るとともに、本市の取組をアジア、世界に発信してまいります。

臨海部再生に向け、羽田空港の再拡張・国際化を見据えた神奈川口構想の具体化に向けた取組や、水江町地内公共用地における先端技術産業の誘致について推進してまいります。

また、こうした動きを一層推進するため、都市再生緊急整備地域及び地域再生計画の支援措置適用地区を対象に、環境、エネルギー、ライフサイエンス分野における「先端産業創出支援制度」を創設してまいります。

さらに、総合的な物流機能の拡充をめざす東扇島において、総合物流拠点地区における世界的企業の物流センターの本稼動を迎えるとともに、港湾物流機能の高度化にふさわしい企業の誘致など、川崎港の活性化に向けた取組を推進してまいります。

次に、先端科学技術の振興のため、「知的財産戦略」に基づく知的財産の創造・保護・活用を促進するとともに、「アジア知的財産フォーラム」を開催し、知的財産モラルの構築をめざした本市の先進的な取組について発信してまいります。

また、福祉機器等における本市独自に定めた「かわさき基準(K I S)」を推進するため「(仮称)福祉用具開発センター」を開設し、利用者の自立を支援する高付加価値の福祉製品の開発や販路開拓の支援を行ってまいります。

さらに、本市の地域経済の活性化、国際化を推進するため、アジア起業家村への誘致を引き続き促進するとともに、ベトナムとの産業交流をモデル事業として進めてまいります。また、アジア起業家村構想の次のステップとして、神奈川口をはじめとした新たな拠点形成のための基礎調査を実施し、拠点整備の具体化に向けた取組に着手してまいります。

さらに、本市に豊富にある文化・芸術・映像などのコンテンツを活かした

産業を振興するため、「コンテンツ産業振興ビジョン」の策定に向けた基礎調査及びモデル事業を実施し、地域経済の活性化をめざします。

また、本市の産業を支える中小企業に対する安定的な資金供給に向けて融資制度の充実を図るとともに、販路の拡大や開拓を支援する取組を進め、中小企業の経営環境の整備に努めてまいります。

さらに、新たな商業振興施策の展開に向けて「地域商業振興ビジョン」の改定を進めるとともに、地域と商店街の連携強化に取り組み、コミュニティの核としての地域商店街の振興を図ってまいります。

また、本市の都市農業を振興するため、麻生区黒川地区における大型農産物直売所の開設をはじめとした地産地消の取組を推進するとともに、「農業技術支援センター」を設置し、農業技術支援の強化と農業に対するさらなる理解と参加を促進する取組を進めてまいります。

さらに、市内に立地する企業とのネットワークを構築し、雇用ニーズ等を把握している経済産業部門と、勤労者福祉の向上や技術・技能の奨励等に向けて取り組んでいる労働部門を統合した「経済労働局」を設置し、さまざまな産業振興施策を効果的に推進するとともに人材育成や多様な就労機会の確保について支援してまいります。

民間活力を活かした魅力ある広域拠点の整備については、まず小杉駅周辺地区では、「日本陸上競技選手権大会」及び「スーパー陸上競技大会」の開催に向けて進めている等々力緑地の整備や、平成21年度完成をめざした横須賀線武蔵小杉新駅の整備などと連携しながら、広域的な視点に基づく小杉地区全体のまちづくりを進めてまいります。

また、川崎駅周辺地区では、東西連絡歩道橋のバリアフリー化や平成22年度の完成をめざした東口駅前広場の再編整備に取り組むとともに、平成23年度のJR川崎駅北口自由通路と北口改札の一体的な整備に向けて設計を進めてまいります。

個性ある利便性の高い地域生活拠点の整備については、まず新川崎地区では、道路予定地の取得のほか、下水道、公園等の設計、整備を進めてまいり

ます。また、創造のもり第3期地区におきましては、先端的な研究開発機関の立地誘導に向けて、事業計画の策定を進めてまいります。

さらに、鹿島田駅周辺地区では、公共施設の充実を図り、利便性に富む施設を導入するとともに、周辺市街地の改善に向けた取組を進め、安全で魅力ある地域生活拠点の形成をめざします。

また、川崎縦貫高速鉄道線整備事業につきましては、引き続き国等との協議を進め、基幹的な交通体系の構築をめざしてまいります。

さらに、京浜急行大師線連続立体交差事業は、平成22年度の産業道路の立体交差化の完成をめざし、段階的整備区間における整備を進めるとともに、JR南武線連続立体交差事業について事業実施に向けた調査・検討を行ってまいります。また、川崎縦貫道路のⅠ期事業について、引き続き整備促進を図るとともに、Ⅱ期計画について今後の社会経済状況等を踏まえ、幅広く検討を進め、早期の具体化に向けて取り組んでまいります。

（個性と魅力が輝くまちづくり）

川崎に豊富にあるさまざまな資源を活かした魅力あるまちづくりを進め、その姿を広く発信し、市民が自らの暮らすまちに対して愛着と誇りを持てるまちづくりを進めてまいります。さらに、映像やアメリカンフットボールを活かしたまちづくりなど、新たな取組を進めてまいります。

はじめに、本市のイメージとして定着してきた「音楽のまち」の取組については、ミューザ川崎シンフォニーホールを核として推進し、フェスタサマーミューザなどを通じて多彩で良質な音楽を提供してまいります。

また、「アジア知的財産フォーラム」と連携して、「アジア交流音楽祭」、「アジアンフェスタ」を開催してまいります。

さらに、川崎フロンターレをはじめとするホームタウンスポーツ推進パートナーによる事業について推進し、本市のイメージアップを図るとともに、市内外へ発信してまいります。

また、本市をアメリカンフットボールの拠点とし、競技の魅力を活かした

活力あるまちづくりを推進するため、日本アメリカンフットボール協会と締結した協定に基づくさまざまな取組を進めてまいります。

さらに「文化芸術振興計画」に基づき、文化芸術の振興を通じて魅力や風格のあるまちづくりを進めるとともに、こうした取組の結果に対しアセスメントを実施してまいります。

また、アートセンター、昭和音楽大学、日本映画学校などの新百合ヶ丘駅周辺地域の芸術文化資源の集積を活かした「芸術のまちイベント」を平成21年度に実施するなど、「しんゆり・芸術のまち」の取組を推進してまいります。

さらに、世界的に著名な藤子氏の作品を有効に活用し、新たな魅力を発信する拠点をめざす藤子・F・不二雄ミュージアムの整備につきましては、平成23年度の開館に向けた取組を進めてまいります。

また、本市の映像関連の資源を生かした新しい都市の魅力づくりをめざし、情報発信、ネットワーク化などを行う「(仮称)映像のまち・かわさき推進フォーラム」を設置し、「映像のまち・かわさき」推進事業に取り組んでまいります。

さらに、生田緑地にある青少年科学館の改築については、平成23年度の開館をめざし、基本設計を行ってまいります。

また、多摩川プランに基づく等々力・丸子橋周辺及び二子橋周辺地区の緑地やマラソンコースなどの整備を計画的に推進してまいります。

(参加と協働による市民自治のまちづくり)

自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりのしくみづくりを進めるとともに、区における市民協働の拠点として、また、区民に身近なサービス提供の拠点としての区役所機能の整備を進めてまいります。

はじめに、協働の意義や手法など、市民活動団体等と行政の役割を明確にした「協働型事業のルール」を活用し、協働型事業の推進を図ってまいります。

次に、町内会・自治会を核として地域の各団体が緩やかに連携して地域の課題を解決することをめざし、「(仮称)都市型コミュニティ検討委員会」を設置し、都市型コミュニティの活性化を図る取組を進めてまいります。

また、区役所等庁舎の長寿命化等に向けた検討と整備を進めるとともに、老朽化した幸区役所庁舎については整備に向けて検討を進めてまいります。

さらに、市民サービスを効率的、効果的、総合的に提供する区役所をめざし、区役所・支所・出張所機能の再編に向けた取組を進めてまいります。

また、各区において「こども支援室」を設置し、学校をはじめとする関係機関や団体等と連携しながら、総合的・一元的に対応できる窓口体制を構築し、地域における総合的な子育て支援を推進してまいります。

さらに、第2期を迎える区民会議につきましては、これまでの審議結果が、より実効性のある取組につながるよう、区民の参加と協働による実践活動や施策への反映などの取組を進めてまいります。

5 おわりに

以上、平成20年度に取り組む主な施策の基本的な考え方について、新たな実行計画における計画期間中の取組とあわせてお示しいたしました。

今後とも、第1期の実行計画の取組を継承するとともに、社会状況の変化に基づく多様な行政需要に対応しながら、まちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして、引き続き全力を傾注してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。